

ISSUE BRIEF

デザイン保護による産業競争力強化

意匠法の改正

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 520(MAR. 10. 2006)

平成 18 年の意匠法改正は、「戦略的デザイン活用研究会」(平成 15 年)の提言や平成 10 年改正の課題を踏まえ、産業競争力強化を目的とした知的財産政策の一環として行われる。

主な改正内容は、意匠権の権利期間の延長(15年から20年へ)、画面デザインの保護等デザインの保護範囲の拡大、関連意匠・部分意匠等の出願手続の利便性向上、模倣品・海賊版対策の強化などである。しかし、従来から提案されていた無審査登録制度の導入や意匠の定義の見直しなどは行われない方向である。

今後は、情報技術の進展などに伴い従来の意匠の定義では保護されないデザインも保護する必要性が生じてくると考えられ、見直しも予想される。

経済産業課

たかざわ みゆき
(高澤 美有紀)

調査と情報

第 5 2 0 号

平成 18 年通常国会では、意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）の大幅な改正が予定されている。アジア各国が産業競争力を強めていく中で、製品等の高付加価値化・差別化には、デザインの戦略的活用が重要になるとの観点から、知的財産政策の一環としてデザイン政策が議論されてきた（表 1 参照）。以下、これまでの議論が平成 18 年の意匠法改正にどのように反映されるのかについて述べる。

表 1 わが国の知的財産政策における意匠制度の検討状況

2002 年	知的財産戦略大綱(*1)	優れたデザインの創出と戦略的活用に関して意匠制度を検討するよう提言。
2003 年	戦略的デザイン活用研究会報告(*2)	戦略的デザイン活用の方策として、意匠権の強化、登録審査期間の短縮、海外における模倣品対策、意匠の保護対象を画像デザインに広げることなどを提言。
2003 年	知的財産推進計画(*3)	魅力あるデザイン創造や高付加価値製品提供を目的として意匠制度（新たな保護対象や登録制度の在り方など）を検討するよう提言。
2004 年	知的財産推進計画(*3)	
2005 年	知的財産推進計画(*3)	

(*1) 首相官邸 知的財産戦略会議 HP < <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki/> >

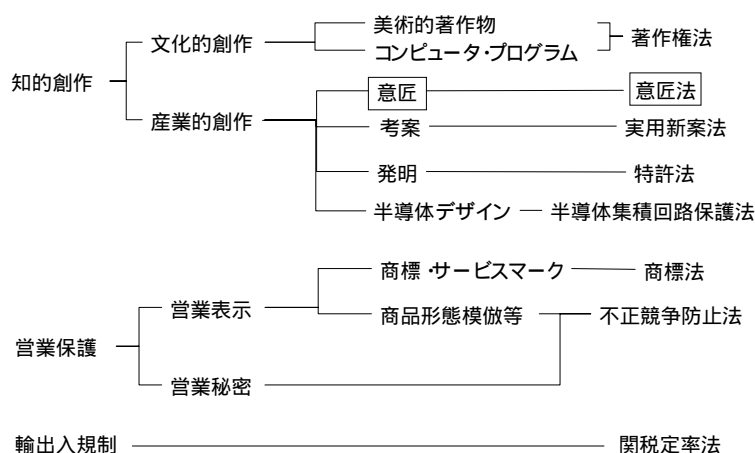
(*2) 経済産業省 HP < <http://www.meti.go.jp/kohosys/press/0004130/> >

(*3) 首相官邸 知的財産戦略本部 HP < <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/> >

デザイン及び意匠の意義

「デザイン」は、一般的に幅広く人間の創作活動に用いられている。そのため、あるデザインが意匠法で保護される場合もあるが、著作権法等他の知的財産法の保護対象となる場合もある。「意匠」は「デザイン」の日本語訳として用いられることも多いが、意匠法で規定する「意匠」は、「物品（物品の部分を含む。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるもの」（意匠法第 2 条第 1 項）をいう。物品のデザインを意匠として登録することにより、第三者が無断で意匠を実施（業として当該意匠に係る物品を製造、使用、譲渡する等）した場合に意匠権侵害として差し止めや損害賠償請求をすることができる。

図 1 デザインに関連する知的財産制度



（出所）渡邊知子「意匠制度の現状と課題」青山紘一ほか編著『知財 20 講』経済産業調査会, 2004, p.58. に基づき作成。

デザインに関連する知的財産制度は、権利内容に応じて多岐にわたっている（図 1 参照）。しかし、各法の保護範囲には限界があり、光や香りのデザインのように現行法では保護されていない分野もある。また、デザイナーの権利についてはここに挙げた制度だけで保護できるわけではない。例えば、デザイナーとクライアント企業との契約関係で、デザイナーが弱い立場に置かれ不利になるという問題については、下請代金支払遅延防止法（昭和 31 年法律第 120 号、デザイン業を含めた改正法を平成 17 年 4 月に施行）や創作デザインの寄託制度（社団法人日本デザイン保護協会が自主登録機関）などによる保護が可能である。

意匠法改正の背景

平成 18 年改正の背景には、平成 10 年改正で残された課題と、平成 15 年の「戦略的デザイン活用研究会」の提言がある（表 2 参照）。

表 2 意匠法改正の主な論点

	平成 10 年改正での検討	「戦略的デザイン活用研究会」提言	平成 18 年改正での検討
保護対象の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・アイコンの保護 ・模様だけの意匠権保護 ・システムデザインの保護 	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットに接続して見られる画面など保護対象外の画面デザインの保護 	<ul style="list-style-type: none"> ・画面デザイン保護
効力範囲の拡大		<ul style="list-style-type: none"> ・意匠権の類似の範囲の拡大（わが国では、「類似」の範囲が狭いため相互に類似するデザインが少なくない） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「輸出」「譲渡を目的とした所持」を権利侵害行為に追加 ・「類似」の範囲の明確化 ・税関での部品取外に対応 ・物品間の転用への拡張
意匠権強化	<ul style="list-style-type: none"> ・創作容易性水準の引上げ ・部分意匠の保護 ・類似意匠制度の廃止、関連意匠制度の創設 ・刑事罰の強化 		<ul style="list-style-type: none"> ・権利期間の延長 ・刑事罰の強化
意匠登録の手続きの利便性向上	<ul style="list-style-type: none"> ・願書記載要件の緩和 ・特徴記載制度の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・部分意匠制度や関連意匠制度の見直し。機動的な権利の獲得や保護 	<ul style="list-style-type: none"> ・部分意匠制度、関連意匠制度の手続きの見直し ・秘密意匠制度の手続き見直し ・新規性喪失の例外の見直し
早期保護	<ul style="list-style-type: none"> ・意匠登録 1 年化計画の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・審査期間の短縮（ライフサイクルの短期化や模倣品への対策） 	<ul style="list-style-type: none"> ・無審査登録制度導入によるダブルトラック化

（各種資料に基づき作成。）

平成 10 年の意匠法改正では、創造的デザイン保護、国際化時代への対応、意匠登録手続きの利便性向上、意匠権の早期保護の 4 点を改正のコンセプトとして、部分意匠等の保護の導入、類似意匠制度の廃止と関連意匠制度の導入など、大幅な改正が行われ

た。しかし、類似意匠制度の廃止は実務上の課題を残し、意匠の範囲拡大などは、改めて議論されることになった。

平成 15 年に設けられた「戦略的デザイン活用研究会」は、ブランド確立・産業競争力強化の観点から、デザインの戦略的活用に向けた支援策などを提言した。この研究会の提言には、「意匠権等の権利保護の強化」として、意匠権の類似の範囲の拡大、保護対象範囲の拡大、審査期間の短縮、利便性の向上などについて検討することが含まれている。

平成 18 年の意匠法改正にあたっては、同研究会の 40 の提言のうち意匠に関連するものに加え、平成 10 年の意匠法改正で残された課題の再検討も行われた。特に議論されたのは、部分意匠制度・関連意匠制度などの意匠登録手続の利便性向上、意匠の保護範囲、無審査登録制度の導入による意匠登録制度のダブルトラック化（審査登録制度と無審査登録制度の二本立ての意匠登録制度の導入）である。以下、平成 10 年改正以降の意匠法の課題や提言のうち、意匠の保護対象の拡大、意匠の効力範囲の明確化、意匠権の強化、意匠登録手続の見直し、無審査制度の導入によるダブルトラック化に係る論点を整理する。

意匠の保護対象の拡大

1 意匠の保護範囲の問題点

平成 10 年改正以降、意匠の保護範囲については、以下のような問題点が指摘されてきた。

まず、意匠の定義規定によれば、意匠法の保護対象は物品のデザインに限られ、物品以外のデザインは保護対象となっていない。このため、画面デザイン（ダウンロードした情報がディスプレイ上に表示されたもの）、標識などのサイン、店舗ディスプレイ、インテリアデザイン、都市景観デザイン、さらには光のデザインなどは保護の対象となっていない。また、ファッション関連商品に関するデザインは、法的には保護可能であっても、商品のライフサイクルが短く、個々の模倣に対応するのが困難、登録願に費用がかかりすぎる、流行により商品の売れ行きが左右されるため類似するデザインが多発しやすい、などの理由で法的保護は困難であるという認識が一般的¹であった。

次に、意匠の定義には「美感を起こさせるもの」という要件があるが、この要件は実際には不明確である。美感の基準は人によってまちまちであるため、美感の欠如を理由に意匠登録を拒絶されることはほとんどない。そこで、「美感」の要件については、何が美感を起こさせるのかを明らかにし、それに基づいて意匠の類似性を判断する必要性がないのであれば、「美感」を意匠の定義に含む必要はない²という指摘がある。

また、現行意匠法の定義と実際の意匠実務の間には乖離があるといわれる。意匠の定義には「色彩」も要素として含まれているものの、意匠登録は実物より大幅に縮小された黒一色の図面で行われ、色彩の違いは考慮されない。しかし、現在では、形態

¹ 渡邊知子「米国におけるデザインに関する知的財産権の活用」『Design Protect』 Vol.14 No.4, 2001,p.30.

² 畠豊彦「意匠の類似は美感の共通性か」『パテント』 Vol.56 No.7, 2003.7, pp.25-26.

以外の細やかなデザイン要素（操作ボタンの感触、表面仕上げ、微妙な色彩など）にデザインの価値が求められる傾向がある³と指摘されている。

平成 18 年改正においても、意匠の保護範囲に関する議論が行われた。意匠の保護対象については、意匠法で保護すべきデザインの対象を、生活文化の向上という消費者の観点から検討することや、創作の背景にある思想を含め意匠を幅広く捉えることが提案された。しかし、このような意匠の定義自体に関わる議論は、平成 18 年改正にはあまり反映されない方向である。また、意匠の保護範囲との関連で、情報技術の進展を背景に特に注目されるのは、画面デザイン⁴の範囲をどこまで認めるべきか、操作性のあるもののみを認めるのか、それとも物品にとらわれずより広く保護対象とするべきかという論点である。

2 画面デザインの保護

画面デザインの意匠をどのように保護するかは、平成 10 年改正以前からの問題であったが、同改正では特に改正されなかった。画面とコンピュータ・プログラムやコンテンツは密接に関係しており区別は困難だが、コンピュータ・プログラムは著作権法・特許法、コンテンツは著作権法でそれぞれ保護されると考えられている⁵。画面デザインについては、著作物と認められる部分は著作権法で、物品と一体の場合には意匠法で保護することが可能である。平成 14 年「液晶表示等に関するガイドライン」では、携帯電話の初期メニュー画面などは携帯電話が物品としての機能を果たすのに不可欠であるとして、意匠法の保護対象としている。しかし、携帯電話の操作画面をウェブサイトからソフトウェアとしてダウンロードして用いるような場合、画面デザインは携帯電話と一体とはいえず意匠権が及ばないとも考えられる。

このような状況に対し、多くの企業が画面デザインの開発に多額の資金を投入している現状や、情報技術の進展によりデザインが物品と一体とはいえない場合が増加するという見通しから、物品要件の再検討や新たな保護法制の検討が必要であるという意見⁶がある。

平成 18 年改正では、有体物としての物品を前提として、物品と意匠の一体性を重視する考え方から、携帯電話の操作画面のように表示機器と一体となった画面デザインを意匠保護の対象とする方向である。この改正で、上記ガイドラインで既に保護されてきた初期メニュー画面だけでなく、物品と一体となって機能する画面デザインの保護が拡大される。しかし、パソコンにインストールされたアプリケーションの画面やインターネットを通じて表示された画面は依然として意匠の保護対象にならない。

上記改正では、意匠の物品性を維持するため、画面デザインの保護の限界は依然と

³ 糸井久明『デザイン知財マネジメント』海文堂, 2004, pp.82-83.

⁴ 画面デザインとは、ホームページのデザインなど、文字・図形・アイコンなどから構成されたパソコンなどの画面に表示されるデザインをいう。特許庁の平成 14 年「液晶表示等に関するガイドライン」によると、表示部に図形等が表示されなければその物品の使用目的を果たすことができない場合に限り、意匠登録が可能である。

⁵ 土肥一史「Q7 ホームページのデザイン」小谷悦司・小松陽一郎編『意匠・デザインの法律相談』青林書院, 2004, p.45.

⁶ 日本知的財産協会意匠委員会「意匠法による画面デザイン保護に関する研究」『知財管理』Vol.52 No.10, 2002.10, pp.1530-1534; 五味飛鳥「Q23 意匠法上の物品（完成品・部分及び部品）」小谷・小松 同上, pp.139-140.

して存在する。画面デザイン保護の問題は、意匠権の保護範囲が過大になることによる不都合とのバランスを考慮しつつ、社会や産業の動向とニーズに対応するよう再改正する必要も生じると考えられる。

3 アイコンの保護

アイコンとは、マウスを用いてコンピュータを操作するために表示されているコンピュータの画面上の絵や記号である。アイコンには、簡単な図形や操作内容を分かりやすく図示した図形、絵画的な表示、文字による表示、図形・絵画・文字を組み合わせたものなどがある。

意匠によるアイコンの保護は、平成 10 年改正で議論はされたものの、改正には反映されなかった。これは、操作アイコンには公共性が高い場合があるため特定の意匠権利者の保護にはなじまない、著作権による保護も可能である、などの反対意見を反映したものと考えられる。

現行法下では、アイコンは、著作物性⁷を満たすものであれば著作権法により保護される。また、物品の機能を果たすために不可欠な場合には、アイコンの「部分」の意匠登録が可能である。「液晶表示等に関するガイドライン」によると、例えば携帯電話のバッテリー残量表示などのアイコンの意匠は保護される。また、書体のように経済的価値が社会的に認められ、独立の取引の対象となっているような場合には、「商品」として不正競争防止法による保護も可能と考えられている⁸。これらの要件を満たさないアイコンは、現行法下では保護の対象となっていない。

このような状況で、アイコン等の図記号を意匠法により保護するべきであるという考え方は依然として存在する。根拠としては、アイコンは、企業が独自性の高い商品を提供していくのに不可欠であるし、デザイナーの観点からもデザインの重要な要素である⁹、アイコン自体が製品として流通している実態があり、多様な物品に用いられるので保護効力を物品と切り離して考える必要がある¹⁰、特許などは権利取得後に事実上の業界標準（デファクト・スタンダード）となる場合があり、意匠に関しても業界標準の獲得は企業の競争力向上につながるので重要である¹¹、などがある。

これに対し、アイコンを意匠権による保護対象とするべきではないという見解もある。この見解は、公共性の高い操作アイコンは、使いやすいものを標準化していくべきであり、意匠権による保護でデザイン競争をさせたり、一定の権利者に独占を認めたりする意義は大きくない¹²、アイコンに意匠登録を認めると他のデザイナーがアイコンをデザインし、意匠登録しようとする場合の先行調査の負担が重くなる¹³、などを理由としている。

⁷ 「著作物性を有する」とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属することをいう（著作権法第 2 条第 1 項第 1 号）。判例は、単なる矢印の組み合わせなど、形状に特徴がないアイコンには表現の創作性を認めず、著作物に当たらないとしている。（東海林保「最近の著作権判例について」『コピライト』Vol.44 No.526, 2005.2, p.11. 参照）

⁸ 鹿又弘子「Q18 アイコン」小谷・小松 前掲注 5, p.113.

⁹ 佐藤恵太「意匠法改善の方向性について」知的財産研究所編『知的財産の潮流』信山社出版, 1995, p.194.

¹⁰ 産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会第 4 回（2004.12.17）同小委員会 HP <http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/shingikai/isyou_seido_menu.htm> (last access, 2006.3.2)

¹¹ 日本知的財産協会意匠委員会 前掲注 6, p.1532.

¹² 佐藤, 前掲注 9, p.194.

¹³ 前掲注 10.

アイコンは、画面デザインよりも一層、物品との関係が希薄となり意匠権による保護は困難である。上記ガイドラインでは、パソコンのような汎用機器に表示されるアイコンは保護されない。

平成 18 年改正では、原則的に上記ガイドラインの考え方が維持される方向である。しかし、パソコンのような汎用機器に用いられるアイコンと携帯電話のような特定の機器でのみ用いられるアイコンとでは、アイコン自体の差異はそれほど大きくないとも考えられ、著作権による保護との兼ね合いを考慮しつつ、創造的なデザインを保護する制度を考えていく必要がある。

意匠権の効力範囲の明確化 - 「類似」の範囲明確化 -

意匠権の登録審査や侵害の有無の判断基準として、新規性（公に知られている意匠と同一又は類似でないこと）がある。新規性の判断には、意匠の同一性、類似性を見ることとなるが、前者は限定的であるため、後者の判断が重要となる。「類似」の判断手法については、類似性判定事例からいくつかの類似性判断の視点が見出されているという指摘¹⁴はあるものの、依然として判断基準が不明確との批判があった¹⁵。

「類似」の判断方法については、抜本的な提案として「類似」の概念を不要にする考え方がある。例えば、相互に創作容易な関係にあるときは関連意匠が成立すると考え、登録意匠について容易に創作ができる範囲にまで意匠権の効力範囲を広げようとする考え方である¹⁶。

しかし、平成 18 年改正の議論ではより具体的な提案がなされた¹⁷。まず、判断基準の主体については、デザイナー等その分野で通常の知識を有する者から見た創作容易性を審査官が判断するのは難しいため、審査官の視点を基準とすることは妥当ではないという指摘があった。また、創作容易性の範囲を客観的に明らかにする方法として、

個々の事案の判断に関し登録された意匠及び拒絶された意匠を公開するなど、創作容易性に関するデータベースの整備を行う、意匠登録出願の際に請求の範囲を記載する、などが提案された。

これらの議論を受け、平成 18 年改正では、類否の判断主体を、その分野において専門的な知識のない者を含む「一般需要者」とした上で、出願意匠審査の拒絶理由通知に「引例と出願意匠の評価を踏まえた共通点、差異点の認定、需要者による視点を踏まえた出願意匠の特徴点」などを記載して審査基準を明確化する方向である。

意匠権の強化 - 権利期間の延長と刑事罰の強化 -

1 権利期間の延長

現行意匠法では、意匠権の存続期間は権利の設定登録から 15 年間である。保護期間

¹⁴ 糸井 前掲注 3, p.87.

¹⁵ 佐藤恵太「意匠法の 1998 年改正を省みて」知的財産研究所編『21 世紀における知的財産の展望』知的財産研究所, 2000, p.189; 松尾和子「意匠制度 110 周年と改正意匠法の意義」『特許研究』No.28, 1999.9, p.6.

¹⁶ 森本敬司「意匠法の基本的諸問題の考察 3」『Design Protect』Vol.15 No.3, 2002, pp.41-42.

¹⁷ 産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会第 3 回 (2004.11.17) 同小委員会 HP 前掲注 10.

が15年間とされたのは、意匠は著作物などと異なり創作性が含まれておらず、独占期間が長すぎると自由競争を過度に制限し、産業活動の停滞をもたらすと考えられたからである。途上国などでは、外国企業による独占を避けるなどの意図で短くしている場合がある¹⁸。しかし、先進国では欧州諸国などを中心に保護期間を最長25年とする国もある。また、日本では過去のデザインの再商品化のニーズがある。

平成18年改正では、費用を払ってでも意匠権を確保しておきたいという権利者の意思を尊重しつつも、大幅な保護期間の延長は改正の前後で意匠権保護のバランスを欠くことを避けるため、15年から20年に延長する方向である。

今後の意匠法改正では、欧州のように期間を最長25年に延長することも考えられる。長い保護期間を支持する考え方の根拠は、意匠は特許と異なり他の意匠の積み重ねの上に新たな意匠が生まれるというのではなく、特許や実用新案などに比べて創作性が強いため、著作権に近い長期の権利保護期間が妥当というものである¹⁹。ただ、意匠権の存続期間を延長した場合に企業等の費用負担が大きくなると、意匠権を確保しておきたくても資金的な余裕がないために長い保護期間を享受できない場合も出てくると考えられるので、配慮が必要である。

2 罰則の強化

現行意匠法では、意匠権侵害に対する刑事罰は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金となっており、法人重課は1億円以下の罰金となっている。他方、特許法・商標法の罰則は5年以下の懲役又は500万円以下の罰金、法人重課は1億5,000万円以下の罰金となっている。そこで、意匠法と他の知的財産法の刑事罰の均衡を図り、侵害に対する抑止力を高めることを目的に、これらの法律で定める刑事罰が引き上げられる。知的財産権侵害に対しては、10年以下の懲役及び1,000万円以下の罰金、法人重課は3億円以下の罰金が科されることになる。これは、深刻な模倣品問題への対策の一環である。

意匠登録手続の見直し

意匠登録手続の見直しとして、平成18年改正では関連意匠制度と部品・部分意匠の保護の見直しが行われている。平成10年改正で類似意匠制度が廃止されたため、その役割を補う目的でこれらの制度が設けられたが、類似意匠制度を補うには不十分な点があった。

類似意匠制度とは、自己の意匠に類似する意匠の出願登録を認める制度で、自己の意匠を少し変えただけの他人の意匠による侵害を防止する目的で制定された。類似意匠制度には、権利範囲の目安を得るための情報となっている(公示機能を有する)

後から小幅な改良を行う実態に即している、製品全体の外観デザイン完成後、細部がデザインされるという製品開発の過程に沿っている、などのメリットを有していた²⁰。他方、意匠権の出願者が類似の範囲をなるべく広くしたいため、出願する

¹⁸ 森本敬司「意匠法の基本的諸問題の考察」『Design Protect』Vol.14 No.5, 2001, pp.16-18.

¹⁹ 森本 同上, p.19.

²⁰ 小原道郎「意匠法改正の趣旨を踏まえた運用への期待(その2)」『Design Protect』Vol.13 No.1, 2000, p.5.

意匠の特徴部分が抽象的になり、審査官には特徴部分の判断が困難になる結果、審査が遅延する、模倣品かどうか判断の微妙な商品の出現に対して、それらを排除する目的でさらに類似意匠を登録するなど制度を悪用される、法解釈上の対立がある、などの問題点も指摘されていた²¹。

類似意匠制度の廃止に対しては、後日の小幅な改良に対する保護制度がなくなり、意匠保護の弱体化につながるという批判があった²²。以下、類似意匠制度廃止に対応した関連意匠制度及び部品・部分意匠の保護について述べる。

1 関連意匠制度

平成 10 年改正では、類似意匠制度廃止の代わりに関連意匠制度を導入し、同日出願の場合に限り、類似するデザインを保護することとなった²³。しかし、同日出願の場合にのみ出願登録が認められるため、後から改良した意匠は出願登録ができず、意匠権の保護範囲が狭いと指摘された²⁴。

このような問題を解決するために、平成 18 年改正では、以下のような意見が出された²⁵。意匠の保護対象を広げる観点からは、類似するというだけでなく、同一のコンセプトに基づく場合であっても一度に複数の意匠を出願できるようにする、実施中の意匠権については改良意匠の登録を認めるようにする、などの提案が出た。登録意匠の範囲を明確にするために、文章による明細書(クレーム)で意匠を表現する制度や出願登録を拒絶する根拠を明らかにする制度の提案もなされた。

平成 18 年改正では、本意匠(出願される一群の意匠のうち中心的な意匠)を関連意匠の出願前に出願した一つの意匠に限定した上で、関連意匠の登録出願の時期的制限を緩和して本意匠の公報発行まで出願できるようにする方向である。

2 部分意匠制度

部分意匠制度とは、部分的に新規で(一般に知られていない)創作非容易な(その分野で通常の知識を有する者が容易に創作できない)特徴を有していても全体として登録要件を備えていない意匠の特徴的な部分を意匠として登録することができる制度で、平成 10 年改正で導入された。この制度は、意匠の開発が部分的な改良の積み重ねによって全体を変化させていくという過程を経ることに沿っており²⁶、廃止された類似意匠制度を補完することができるため、以前より強力な意匠権の保護が可能になっ

²¹ 松尾 前掲注 15, pp.8-9; 小原 同上, pp.3-4; 学説として、類似意匠には独立の意匠権としての効力が認められないとする確認説と類似意匠に基づき権利の行使が可能で、類似意匠の類似範囲も認められるとする拡張説が対立していた。しかし、具体的な問題について必ずしも一つの学説を採ると同一の結論となるわけではなかった。

²² 森本敬司「類似意匠登録制度の創設と廃止」小野昌延先生古稀記念論文集刊行事務局編『知的財産法の系譜』青林書院, 2002, pp.266-268; 牛木理一「類似意匠登録制度の廃止の無理論」『パテント』Vol.50 No.10, 1997.10, pp.45-46.

²³ 関連意匠制度と類似意匠制度の違いとして、類似意匠制度では、本意匠出願後の類似意匠出願が可能、本意匠が消滅した場合には類似意匠も同時に消滅、類似意匠は出願料が安く登録の維持年金も不要、といった点が挙げられる。(中川裕幸「Q40 関連意匠」小谷・小松 前掲注 5, p.247.参照)

²⁴ 松尾 前掲注 15, pp.9-10; 牛木 前掲注 22, pp.45-46.

²⁵ 産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会第 6 回(2005.10.14)同小委員会 HP 前掲注 10.

²⁶ 森本敬司「意匠法の基本問題の考察 2」『Design Protect』Vol.15 No.1, 2002, pp.32-33.

た²⁷と評価されている。

しかし、現在は製品全体の一部分の模倣被害も深刻になってきている。それにもかかわらず現行法では、先に登録出願した意匠の一部やそれに類似する意匠を後から出願登録することができないため、意匠法による保護が不十分な状況である。そこで、平成 18 年改正では、出願者が同一の場合に、同一又は類似する意匠の登録を認める方向である。

無審査制度の導入によるダブルトラック化

ダブルトラックとは、無審査で意匠を登録しておき後から意匠の有効性を確認する「無審査登録制度」と、現行の「審査登録制度」を並存させる二本立ての意匠保護体制である。これは、無審査登録を認めることで短いライフサイクルの製品に早期に意匠権を認め、効果的な模倣品対策を行う必要性から、導入を求められてきた。

平成 10 年改正当時には、製品として市場に出るまでの意匠登録の途中で意匠が無保護となることが問題視されていた。当時から、特許庁は DR1 計画（意匠登録 1 年化計画）を実施し、意匠登録までの審査期間は平成 17 年には 7 ヶ月程度に短縮されている。しかし、DR1 計画が達成されても、製品のライフサイクルが短いことや製品発表から模倣までの期間が 1 年以内のケースが約半数に上ることなどを理由に、ダブルトラック化を求める意見がある²⁸。また、ダブルトラックの導入で、早期の意匠権保護だけでなく意匠出願者が予算に応じて選択的に権利を守ることが可能になるという指摘もある²⁹。

平成 18 年改正の議論では、あえて無審査登録制度を導入する意義は薄いという見解が有力である³⁰。理由として、登録申請の約 8 割が登録されている現状は、無審査制度が導入されているのと変わらない、現在、既に意匠登録は 7 ヶ月程度に短縮されている、不正競争防止法や業界の自主登録機関などによる意匠寄託制度の活用³¹で、登録していないデザインでも保護が可能である、真のデザイナーや権利者以外が先に意匠を無審査登録し、意匠権を濫用する恐れがある、などが挙げられる。さらに、審査を経た意匠のみを登録すれば、無審査登録後の意匠権の効力を明らかにするために権利無効審判などに持ち込み、時間やコストをかけて第三者と争うことを避けることができる点がある。諸外国では、無審査主義を採用している国が多く見られるが、そのような紛争のデメリットがあると指摘されている。例えば、EU（欧州連合）はダブルトラックシステムを導入しているが、非登録意匠については、意匠権の事前調査をしなければならず、権利の有効性の推定は裁判所等に対して働かない。こ

²⁷ 森本 前掲注 22, pp.268-273; 渡邊知子「意匠制度の現状と課題」青山紘一ほか編著『知財 20 講』経済産業調査会, 2004, pp.67-68.

²⁸ 牛木理一「続・意匠法改正への道」『パテント』Vol.50 No.9, 1997.9, pp.4-8; 牛木理一「無審査制度の導入について 意匠法改正問題の論点(1)」『知財ぶりずむ』Vol.4 No.39, 2005.12, pp.63-70.

²⁹ 産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会第 2 回 (2004.10.15) 同小委員会 HP 前掲注 10.

³⁰ 産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会第 5 回 (2005.9.27) 同小委員会 HP 前掲注 10.

³¹ 梅澤修「Q34 業界の工業デザイン自主登録制度」小谷・小松 前掲注 5, pp.207-209; 物品性の要件を満たすのが困難なデザインについても、意匠寄託制度の活用で保護が可能という見解もある。(日本弁理士会意匠委員会第一部会「インフォメーションデザインの保護のあり方について」2001)

<http://www.jpaa.or.jp/ip-information/design_c/index_design.htm> (last access 2006.3.2)

のため、意匠権を侵害されたと主張する原告が、権利の発生や有効性を立証しなければならぬなど、負担が大きいと指摘されている³²。

平成 18 年改正では、無審査登録制度の導入は見送られる方向であるが、意匠審査の迅速化が実現し、意匠権の登録以前でも不正競争防止法や意匠寄託制度で保護が可能であることに鑑みると、今後改めて無審査登録制度の導入を議論する必要性はそれほど高くないと予想される。

平成 18 年改正以降に問題となりうる論点

今後、問題となりうる論点として、意匠の保護対象の更なる拡大、意匠権のより長い保護、模倣品対策の強化が考えられる。

1 意匠の保護対象の拡大

平成 18 年改正にあたって、意匠の定義を含め保護範囲を再考すべきという意見があったが、従来どおり物品の一体性を意匠の要件とし、抜本的な見直しは行われなかった。しかし、物品性を要件とすると、通信機器の進化等に伴い、画面デザインやアイコン、その他意匠権の対象とならない各種デザインが十分に保護されないおそれがある。さらには、創作の背景にある思想等の保護や、微妙な色彩や質感等の保護など、現行の意匠概念では不十分な点も指摘されており、従来の枠組みを超えた制度の見直しについて、改めて議論が生じると思われる。

2 意匠権のより長い保護

EU などでは、最長 25 年間の意匠権保護が可能である。わが国では、過去のデザインが再び注目を集めることも少なくない。過去のデザインを後年の製品に活かそうとした場合に、デザイナーや企業がそのようなデザインを意匠権により保護できないとすると、優れたデザインを保護し産業発展に資するという意匠法の目的を果たせない可能性がある。そこで、産業界におけるデザインの長期保護のニーズを捉え、意匠権をさらに延長することも将来的には必要になる可能性がある。

3 模倣品対策の強化

模倣品対策については、違反对象行為の拡大や刑事罰の強化などの法改正が進んでおり、平成 18 年改正でも対策が強化される。模倣品は、国内での製造・販売のみならず海外からの流入も多いことから、国内の対策強化だけでは不十分である。そこで、政府が提唱している模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）のような国際的な協力体制の進展が期待される。また、意匠の保護範囲や保護期間について、世界的な保護水準とのバランスを計りつつ、わが国の制度も見直されると予想される。

³² 青木博通「実務家からみた各国意匠制度の評価-欧州・米国・中国・韓国・オーストラリア-」『Design Protect』Vol.18 No.3, 2005, pp.2-3.